

## 現任者講習会のよくある質問（更新日：令和3年8月31日）

項番	質問	回答
1	実施される現任者講習会は現在公表されているものだけですか。	<p>現時点において、WEBサイトで「講習会を実施する団体」として公表しているものだけが対象となります。</p> <p>今後の現任者講習会の申込状況を踏まえ、受講者数については検討する可能性があります。</p> <p>令和4年7月頃に実施される第5回公認心理師試験が現任者として受験資格を得た方の最後の試験となります。</p> <p>第5回公認心理師試験を受験される場合は、令和3年度までに現任者講習会を受講する必要がありますので、留意してください。</p>
2	現任者講習会は試験対策になりますか。	<p>現任者講習会は試験対策の講習会ではありません。</p>
3	現任者講習会修了の有効期限はありますか。1度受講すれば法施行後の5年間は有効ですか。	<p>1度受講すれば法施行後の5年間（現任者として受験資格を得た方の最後の試験となる、令和4年7月頃に実施される第5回公認心理師試験まで）は有効です。</p>
4	現任者講習会を受講すれば、公認心理師試験を受験できますか。	<p>現任者講習会を受講するだけでは公認心理師試験を受験することはできません。法に定められた実務経験が5年以上必要です。</p>
5	現任者講習会を受講する前に、自分の実務経験が要件を充足しているか確認できますか。	<p>事前の確認はできません。実務経験を含めた受験資格については、公認心理師試験の受験申込の際に、指定試験機関である日本心理研修センターにおいて、確認することになります。そのため、実務経験が要件を満たしているかについては、必ずご自身で法令等でご確認ください。</p>